

令和7年度 第3回牧区地域協議会

日時：令和7年6月19日（木）

午後6時30分～

会場：牧コミュニティプラザ 集会室

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 諮問事項

- (1) 諮問第100号 牧中学校の廃止について・・・・・・・・・・資料No. 1

4 報告事項

- (1) 令和7年度地区懇談会の開催について・・・・・・・・・・資料No. 2

5 その他（連絡事項）

- (1) 上越市2年目採用職員ステップアップ研修への協力について
(2) 令和7年度4区地域協議会委員合同研修の開催について
7月11日（金）午後3時から（午後1時50分頃 牧区総合事務所集合）
(3) 次回会議の開催予定日について
(4) 地域協議会だより（第63号）の発行について
(5) 団体との意見交換会について
(6) 令和8年度地域独自の予算事業について

6 閉 会

上教総第438号
令和7年6月19日

牧区地域協議会
会 長 西 山 新 平 様

上越市長 中 川 幹 太
(教育委員会教育総務課)

牧中学校の廃止について（諮問）

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第2項の規定により意見を求めます。

記

諮問第100号 牧中学校の廃止について
※ 諮問内容については、別紙のとおり

〔諮問理由〕

牧中学校の学習環境の改善に向けて、同校の保護者と意見交換を重ねるとともに、地域住民の意向を把握した上で検討を行った結果、雄志中学校との統合により望ましい学習環境を確保する必要があると判断したことから、牧中学校の廃止に関し、牧区の住民の生活に及ぼす影響という観点から意見を求めるもの

別紙

現況	諮問内容								
1 設置 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 38 条及び第 49 条の規定に基づき、上越市立中学校を設置する。 2 学校の名称及び位置 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>上越市立牧中学校</td><td>上越市牧区小川 1752 番地</td></tr> </table>	名称	位置	上越市立牧中学校	上越市牧区小川 1752 番地	1 廃止する中学校等 <table> <tr> <th>名称</th><th>廃止予定日</th></tr> <tr> <td>上越市立牧中学校</td><td>令和 9 年 3 月 31 日</td></tr> </table> ※同年 4 月 1 日付けで上越市立雄志中学校に編入統合予定	名称	廃止予定日	上越市立牧中学校	令和 9 年 3 月 31 日
名称	位置								
上越市立牧中学校	上越市牧区小川 1752 番地								
名称	廃止予定日								
上越市立牧中学校	令和 9 年 3 月 31 日								

※ 学校の状況等については参考資料 1 のとおり、位置図については参考資料 2 のとおり

参考資料 1

学校の状況等

○ 建物の概要

項目		牧中学校	(参考) 雄志中学校
敷地面積		24,104 m ²	19,128 m ²
屋外運動場面積		8,987 m ²	12,427 m ²
校舎	延床面積	2,920 m ²	3,461 m ²
	建物構造	鉄筋コンクリート造 3 階建	鉄筋コンクリート造 3 階建
	建築年月	昭和 61 年(1986 年)9 月	昭和 63 年(1988 年)11 月
体育館	延床面積	854 m ²	1,243 m ²
	建物構造	鉄筋コンクリート造 2 階建	鉄骨造 2 階建
	建築年月	昭和 62 年(1987 年)12 月	平成 2 年 (1990 年) 2 月
改修履歴		※大規模改修等なし	R 6 体育館大規模改修 (外壁、屋根、トイレ、給水改修)

○ 生徒数の推移（見込み） ※網掛けは複式相当の学級。特別支援学級の生徒数を含む人数

学校名	牧中学校				(参考) 雄志中学校				(参考) 牧中学校・雄志中学校の合計			
学 年	1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
令和6年度	7	6	6	19	43	54	39	136	50	60	45	155
令和7年度	7	7	7	21	38	43	55	136	45	50	62	157
令和8年度	6	7	7	20	51	38	43	132	57	45	50	152
令和9年度	7	6	7	20	54	51	38	143	61	57	45	163
令和10年度	7	7	6	20	45	54	51	150	52	61	57	170
令和11年度	2	7	7	16	50	45	54	149	52	52	61	165
令和12年度	1	2	7	10	35	50	45	130	36	52	52	140
令和13年度	1	1	2	4	43	35	50	128	44	36	52	132

雄志中学校

牧中学校

牧中学校

今後の市政運営に生かすため、牧区に暮らす市民から地域の課題等を聞き取るとともに、市民の関心が高いと思われるトピックス等についての意見交換を行う「地区懇談会」を、これまでの開催状況を踏まえた見直しを行った上で、次のとおり開催する予定としています。

○ 令和7年度開催の見直しポイント

項目	令和6年度	令和7年度
開催回数	・ 全9会場	・ 地区協議会単位での開催とします(全5会場)
総合事務所からの連絡事項	・ 各グループから1題以上、資料配布の上、口頭で順次説明	・ 意見交換に時間を割くため、連絡事項は必要最小限にとどめ、可能なものは資料配布のみとします ・ 一方で、参加者の積極的な発言を促すため、市民の関心が高いと思われるトピックスを話題提供します 例. 地域課題である「体験・移住」や「農業・林業」の取組について
地域協議会委員の出席	・ 委員として当番により出席	・ 委員としての出席は求めません(地域住民として参加)

○ 開催スケジュール

開催日時	会場	対象町内会	世帯数	R6 参加人数
8月5日(火) 19:00~20:00	牧ふれあい体験交流施設	(原地区)上昆子、下湯谷、桜滝、棚広、倉下、原、上牧、府殿	98	11
	白峰山菜加工所	(白峰地区)棚広新田、宇津俣	15	8
8月6日(水) 19:00~20:00	川上会館	(川上地区)高谷、切光、泉、今清水、片町	52	12
	沖見会館	(沖見地区)七森、平山、神谷、平方、坪山、大月、川井沢、池舟	84	9
8月7日(木) 19:00~20:00	牧コミュニティプラザ	(牧地区)宮口、山口、荒井、東荒井、柳島、東松ノ木、小川、雨露、国川、岩神、田島、下昆子、樫谷、落田、高尾	332	33
計5回			581	73

地域独自の予算事業ができるまでの流れ

① 取組の提案

地域の団体や地域協議会は、実現したい取組を総合事務所等に提案することができます。なお、地域協議会は、取組の実施主体となる他の団体や総合事務所等と調整した上で提案します。

※提案した取組は、市の予算査定や市議会での予算案の議決を経て最終的に予算化されるので、提案したことをもってその取組の予算化を約束するものではありません。

② 関係者による取組案の具体的な検討

提案者が中心となり、関係する団体や総合事務所等と連携しながら、取組の実現に向けて調査・検討します。必要に応じて市の関係課等とも協議します。

- ☞ 地域の団体が提案者：自らの団体や総合事務所等が実施主体となる場合、提案団体は、総合事務所等とともに調査や検討を行います。また、他の団体に取組の一部をお願いしたい場合、提案団体は総合事務所等と話し合い、関係する団体に調査や検討に加わるように働きかけます。
- ☞ 地域協議会が提案者：提案した地域協議会は、関係する団体や総合事務所等とともに調査や検討を行います。
- ☞ 総合事務所等が提案者：総合事務所等は、関係する団体に調査・検討に加わっていただくよう働きかけます。

③ 予算要求

総合事務所等は、予算の原案をつくり、財務部に要求します。

※実施主体となる団体は、総合事務所等と連携して翌年度の取組に向けた準備を始めます。

④ 予算査定

予算要求後は、財務部を中心とした協議を経て、市長が予算案への計上の可否を決定します。

⑤ 市議会へ予算案を提出 → ⑥ 市議会の予算審議 → ⑦ 予算成立

市長が市議会へ予算案を提出し、市議会が予算案を審議します。

⑧ 翌年度に取組実施

地域の団体や総合事務所等が、新年度の4月以降に取組を実施します。

地域独自の予算事業を活用して
皆さんの地域への思いをかたちにしませんか

上越市には、広い面積の中に、多くの山々や長い海岸線、豊かな水田、利便性に優れた市街地、それぞれの地域で育まれた歴史や文化があります。この多様性は、上越市の魅力です。

人口減少や少子高齢化が進む中で、このような多様な地域が抱えるそれぞれの課題を解決し、活力の向上を図るためには、全市的な取組に加え、その地域の実情に合った取組を更に実現していくことが必要と考え、地域独自の予算事業をつくりました。

地域独自の予算事業では、次の3つのことを大切にしたいと考えています。

- 1 地域住民の皆さんが、住み続けていく上で誇りや愛着を持ち、生活の満足感や質を高めていけるようにしたい
- 2 地域と市が一緒になって、地域資源の活用や地域住民の皆さんの連携が深まるようにしたい
- 3 地域の団体や地域協議会が取組を提案でき、地域住民の皆さんに身近な機関である総合事務所やまちづくりセンターが市役所の各課と同じように予算を要求できるようにしたい

取組の提案は、年間を通して受け付けています。
まずはお気軽に総合事務所・まちづくりセンターへご相談ください！

「地域独自の予算事業」ができるまでのイメージ



Q. 地域独自の予算事業ってなに？ということ？

A. それぞれの地域の課題を解決し、地域の活力の向上を図る取組の実現に向けて、上越市の予算を要求する仕組みです。
地域住民の皆さんや地域協議会からの提案が、総合事務所やまちづくりセンターによって予算として要求され、市議会の議決を経て、地域の団体や市によって実現されます。

制度概要

1 取組を提案できる方

地域の団体 … 2人以上の構成員で、市の区域内で活動する法人及び団体（政治活動、宗教活動を目的とする法人又は団体を除く）

地域協議会 … 28の地域自治区の各地域協議会

※このほか、総合事務所・まちづくりセンター（以下、総合事務所等といいます）は、自らで取組を提案することができます。

2 取組の実施方法・実施主体

○ 提案された取組は、地域の団体が市から補助金の交付を受けて実施、又は、市が直接執行する事業として実施します。

○ いずれの方法とするかは、提案者、実施主体となる団体、市が一緒になって検討します。

3 対象となる公益性のある取組

① 地域資源を活用した新たな収入源や雇用の創出等につながる取組
例えば、特産品開発、販売促進、就業促進、交流人口増など

② 地域での暮らしやすさにつながる助け合い等の取組
例えば、生活支援、郷土愛の醸成、人材育成など

4 対象としない取組

○ 新たな公の施設や市道などのインフラ整備

○ 単なる備品の購入・設備の設置など、地域の活動が伴わない取組

○ 公の施設の建設や修繕、新たな土地利用・行政サービス等を市に求めるために行う取組

○ 地域の住民や団体へ現金・金券などを配る・貸す取組

○ 政治活動・宗教活動を目的とする取組 ○ 公序良俗に反する取組 など

5 対象としない経費

○ 交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費その他社会通念上、公金での支出が適切でないと認められる経費

○ 役員会、総会その他専ら補助対象者の運営経費に充てられる経費

○ 事業による直接的な受益が提案者又は提案者に加盟する団体等の構成員又は参加者に限定される備品の購入、設備の設置、備品、設備若しくは施設の修繕等、教室、大会等の開催若しくは参加に係る経費

○ 地域独自の予算事業以外の市からの受託事業で当該事業に係る委託料の対象となる経費

○ その他市長が補助対象経費にふさわしくないと認める経費

6 予算額の上限・補助率の上限

- 予算額に上限はありません。
- 予算化に当たっては、実現したい取組に対して真に必要な経費を市が精査します。
- 市が補助金を交付する場合、補助率の上限は補助対象経費の7/10です。
※ただし、令和元年度～4年度のいずれかに上越市地域活動支援事業を活用してきた取組を継続したい場合は、経過措置が適用されます。
- ◎経過措置について

取組の区分	補助率の上限	
	令和5年度	令和6年度～令和8年度
経過措置適用事業	10/10	9/10
経過措置適用外事業（新規の取組など）	7/10	7/10

※令和9年度以降の取扱いについては、現在、市で進めている地域自治推進プロジェクトの中で検討しています。

7 取組の提案

- 取組の提案は、年間を通して随時受け付けています。
- 電話、窓口、郵送、メールなどで、取組を実施しようとする地域自治区の総合事務所等へ実現したい取組を提案してください。
- 翌年度に実施したい取組の提案期限は、令和8年度から新たに取組む事業は8月末まで、令和7年度以前から継続して取組む事業は9月末までです。
まずはお気軽に総合事務所等へご相談ください。

こちらまでご提案・ご相談ください					
地域自治区	事務所	電話番号等	地域自治区	事務所	電話番号等
高田区 金谷区 三郷区 和田区	南部まちづくりセンター	雁木通りプラザ内 ☎ 025-522-8831 ✉ nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp	安塚区	安塚区総合事務所	☎ 025-592-2003 ✉ yasuzuka-ku@city.joetsu.lg.jp
			浦川原区	浦川原区総合事務所	☎ 025-599-2301 ✉ uragawara-ku@city.joetsu.lg.jp
			大島区	大島区総合事務所	☎ 025-594-3101 ✉ oshima-ku@city.joetsu.lg.jp
			牧区	牧区総合事務所	☎ 025-533-5141 ✉ maki-ku@city.joetsu.lg.jp
新道区 春日区 諏訪区 津有区 高士区	中部まちづくりセンター	市役所第二庁舎 ☎ 025-526-1690 ✉ chubu-machi@city.joetsu.lg.jp	柿崎区	柿崎区総合事務所	☎ 025-536-2211 ✉ kakizaki-ku@city.joetsu.lg.jp
			大潟区	大潟区総合事務所	☎ 025-534-2111 ✉ ogata-ku@city.joetsu.lg.jp
			頸城区	頸城区総合事務所	☎ 025-530-2311 ✉ kubiki-ku@city.joetsu.lg.jp
			吉川区	吉川区総合事務所	☎ 025-548-2311 ✉ yoshikawa-ku@city.joetsu.lg.jp
直江津区 有田区 八千浦区 保倉区 北諏訪区 谷浜・桑取区	北部まちづくりセンター	レインボーセンター内 ☎ 025-531-1337 ✉ hokubu-machi@city.joetsu.lg.jp	中郷区	中郷区総合事務所	☎ 0255-74-2411 ✉ nakago-ku@city.joetsu.lg.jp
			板倉区	板倉区総合事務所	☎ 0255-78-2141 ✉ itakura-ku@city.joetsu.lg.jp
			清里区	清里区総合事務所	☎ 025-528-3111 ✉ kiyosato-ku@city.joetsu.lg.jp
			三和区	三和区総合事務所	☎ 025-532-2323 ✉ sanwa-ku@city.joetsu.lg.jp
			名立区	名立区総合事務所	☎ 025-537-2121 ✉ nadachi-ku@city.joetsu.lg.jp

8 取組の定期見直し

- ・実施した各取組は4年ごとに成果を振り返り、今後の公費支出の可否や実施方法などの取扱いについて見直します。
例えば、令和5年度から継続した取組は、8年度に見直します。